## ~生活保護に関してお困りの方へ~

日本弁護士連合会・愛媛弁護士会による

## 全国一斉

相談料無料

## 生活保護ホットライン

生活に困っている方々の相談をお受けし、

生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が応対します。
- ・生活保護基準の最高裁判決が出たことによって、どう変わりますか。
- ・ 物価高で、今の保護費では生活できない。
- 申請書がもらえない。
- 次の理由により申請が受け付けられない。
  住所不定(ホームレス)、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、 持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、 別の制度(生活困窮者自立支援制度)が利用できる等
- ・ 役所(福祉事務所)から次のように言われた。 「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」
- ・ 保護費を"天引き"されている。
- 相談料はかかりません。

## 2025年11月26日(水) 10:00~15:00

※当日のみの直通です。※通話料はご負担いただきます。※面談相談はできません。 ※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

> 【問合せ先】愛媛弁護士会 ②089-941-6279 (9:00~12:00、13:00~16:30)